

第 9 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成22年3月2日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 9 回 熊本県議会総務常任委員会会議記録

平成22年3月2日(火曜日)

午前10時1分開議

午前11時33分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計  
補正予算（第6号）

議案第5号 平成21年度熊本県収入証紙特  
別会計補正予算（第1号）

議案第12号 平成21年度熊本県市町村振興  
資金貸付事業特別会計補正予算（第2  
号）

議案第16号 平成21年度熊本県公債管理  
特別会計補正予算（第1号）

議案第21号 熊本県知事の権限に属する事  
務処理の特例に関する条例の一部を改  
正する条例の制定について

議案第22号 熊本県私学振興基金条例の制  
定について

議案第35号 公立大学法人熊本県立大学定  
款の変更について

議案第36号 指定管理者の指定について

議案第41号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

出席委員(8人)

委員長 森 浩 二

副委員長 田 代 国 広

委員 鬼 海 洋 一

委員 竹 口 博 己

委員 馬 場 成 志

委員 大 西 一 史

委員 中 村 博 生

委員 内 野 幸 喜

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策局

局長 安倍 康 雄

総括審議員兼次 長 黒 田 豊

首席政策審議員兼

企画調整課長 神 谷 将 広

政策調整監 坂 本 浩

秘書課長 向 井 康 彦

広報課長 濱 名 厚 英

総務部

部長 松 山 正 明

次 長 瀬 口 豊

次 長 田 崎 龍 一

危機管理監 富 田 健 治

人事課長 豊 田 祐 一

総務事務センター長 高 嶋 裕 治

首席総務審議員兼

私学文書課長 広 崎 史 子

首席総務審議員兼

財政課長 田 嶋 徹

管財課長 松 田 良 治

税務課長 佐 藤 幸 男

市町村総室長 植木野 史 貴

市町村総室副総室長 五 嶋 道 也

危機管理・防災消防

総室長 若 杉 鎮 信

危機管理・防災消防

総室副総室長 佐 藤 祐 治

男女参画・協働推進

課長 中 園 幹 也

地域振興部

部長 坂 本 基

次 長 松 見 辰 彦

次 長 河 野 靖

地域政策課長 小 林 弘 史

川辺川ダム総合対策課長 古 里 政 信  
 情報企画課長 松 永 康 生  
 首席政策審議員兼  
 文化企画課長 山 野 陽 一  
 交通対策総室長 高 田 公 生  
 交通対策総室副総室長 田 代 裕 信  
 統計調査課長 佐 伯 康 範

出納局  
 会計管理者兼出納局長 宮 田 政 道  
 会計課長 田 上 勲  
 管理調達課長 清 田 隆 範

人事委員会事務局  
 局 長 中 村 和 道  
 首席総務審議員兼  
 総務課長 田 中 明  
 公務員課長 松 見 久

監査委員事務局  
 局 長 林 田 直 志  
 首席監査審議員兼  
 監査監 藤 川 昭  
 監査監 柳 田 幸 子  
 監査監 山 中 和 彦

議会事務局  
 局 長 井 川 正 明  
 次 長 高 橋 雄 二  
 首席総務審議員兼  
 総務課長 吉 良 洋 三  
 議事課長 東 泰 治  
 政務調査課長 船 越 宏 樹

---

事務局職員出席者  
 議事課課長補佐 徳 永 和 彦  
 政務調査課課長補佐 後 藤 勝 雄

---

午前10時1分開議

○森浩二委員長 ただいまから第9回総務常任委員会を開会いたします。

まず、2月8日の管内視察については、委員の皆様、協力をいただいた執行部の皆様、お疲れさまでございました。視察の成果を委

員会審議に十分に生かしてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔にお願いします。また、説明を行われる際は、立ち上がって一礼され、着席の上説明を行ってください。

それでは、総務部長から総括説明をお願いします。

○松山総務部長 先議案件として今回提案をいたしております平成21年度2月補正予算の概要について御説明を申し上げます。

まず、歳入予算では、県税、地方交付税等収入の見通しが明らかになったものにつきまして、また、歳出予算では、国の1次、2次補正予算に対応した事業の追加によるもの、国庫補助事業の内示増減や事業の確定等によるもの、その他執行見通しを踏まえた事業量の確定等によるものについて計上いたしております。

この結果、一般会計では63億円の増額補正となり、補正後の予算規模は8,422億円となります。なお、特別会計は約48億円の減、企業会計は約1億円の減となっております。

このほか、熊本県私学振興基金条例等の条例案件等につきましても、あわせて御提案、御報告申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長、総室長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○森浩二委員長 次に、財政課長から、平成21年度2月補正予算の概要について説明をお願いします。

○田嶋財政課長 財政課でございます。平成21年度2月補正予算の概要について御説明いたします。

まず、資料の1ページをお願いいたします。

2月補正予算は、依然として厳しい状況にある景気・雇用情勢を踏まえまして、平成22年度の当初予算とあわせた実質13カ月予算として、国の緊急経済対策などへの積極的な対応を行いました。補正額は、経済対策分の216億円を含め63億円の増額、補正後の予算規模は8,422億円となります。

まず、経済対策分としては、国の2次補正への対応として、きめ細かな臨時交付金を活用した事業の追加が約51億円、雇用対策として、緊急雇用創出基金の積み増しが約40億円、緑の分権改革関連として、クリーンエネルギー関係の基礎調査を約2億円計上しております。

次に、国の1次補正への対応として、①から⑥の基金の積み増しとして約95億円、定住自立圏等民間投資促進交付金を活用した事業の追加として約4億円、国庫補助内示減及び執行残の調整として約52億円の減額を計上しております。

次に、2ページになりますが、その他では、農林補助公共事業の追加が約39億円、土木補助・単独公共事業の追加が約26億円となっております。

次に、経済対策以外の通常分としまして、①熊本県私学振興基金の創設及び造成が約2億円、②人件費は、人事委員会勧告に伴う約51億円の減、③投資的経費の内示減に伴い、約98億円の減額を計上しております。

続いて、3ページをお願いします。

3ページから4ページにかけて、会計ごとの補正状況を一覧表でお示しております。

続きまして、5ページをお願いします。

5ページから6ページは、歳入予算の内訳

を示しております。

まず、1の県税は、厳しい経済情勢を反映しまして、法人事業税等の減収により84億円の減額、3の地方譲与税は、同様に、地方法人特別譲与税が45億円の減額となっております。5の地方交付税は、額の確定に伴い22億円の増となっております。

次に、6ページをお願いします。

9の国庫支出金は、国の経済対策に伴う交付金の追加により148億円の増となっております。10の財産収入は、財産売払い収入の増に伴い14億円の増となっております。12の繰入金金は、経済対策基金を活用した事業の執行が翌年度になったことに伴う基金繰入金金の減などにより73億円の減額となっております。15の県債は、先ほど御説明しました税収減に伴う対応として、減収補てん債を発行することや経済対策に伴う県債発行などにより54億円の増となっております。

次に、7ページをお願いします。

7ページから8ページは、歳出予算を性別に整理したものです。

まず、1の一般行政経費は79億円の増であります。(1)の人件費は、人事委員会勧告に伴う職員給与費の減などにより51億円の減となっております。(2)の扶助費及び(3)の物件費は、各種事業の確定によりそれぞれ減額となっております。(4)のその他は、経済対策に係る基金の造成などにより147億円の増となっております。

次に、8ページをお願いします。

2の投資的経費は8億円の減となっております。(1)の普通建設事業費は25億円の増、(2)の災害復旧事業費及び(3)の国直轄事業負担金は、事業費確定などによりそれぞれ23億円、10億円の減となっております。

3の公債費は、借り入れ利子の減などにより8億円の減となっております。

次に、9ページ、10ページをお願いします。

これは地方債の補正の概要です。ごらんください。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○森浩二委員長 次に、各課の説明に入りますが、まず、人事課長から各課共通の職員給与費について説明をお願いした後、関係課長から順次説明をお願いします。

○豊田人事課長 人事課でございます。

各課からの説明に先立ちまして、今回補正をお願いしております職員給与費につきましては、各課に係る事項でございますので、先に説明させていただきます。

人事課の例で説明させていただきますので、説明資料の15ページをお願いいたします。

上段、人事課分の一番上、一般管理費のところをごらんください。

人事課におきましては、2,800万円余の職員給与費の減額補正をお願いしております。

職員給与費の当初予算につきましては、毎年1月1日時点の職員数及び給与水準をもとに算定しておりますが、4月の人事異動や組織改編によりまして各課の職員数に変動が生じております。例えば、人事課の場合は3人減になっております。

また、本年度は、人事委員会の勧告におきまして、給与月額及び期末勤勉手当の支給月数の引き下げもありまして、予算と実際の給与費に違いが生じております。このため、本議会で、現状に合わせて補正をお願いするものでございます。

以下、補正予算の職員給与費につきましては、各課同様でございますので、各課の説明につきましては省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○神谷企画調整課長 企画調整課でございま

す。戻りまして、資料12ページをお願いいたします。

2段目の計画調査費につきまして、374万円余りの減額をお願いしております。

内訳は説明欄に記載しておりますが、まず、開発促進費の広域開発行政促進事業につきまして、こちら全国知事会の負担金の減などに伴いまして72万円の減額、その下の企画推進費につきましては、くまもと未来会議事業、実施回数減などによりまして302万円余りの減額をお願いしております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いたします。

○濱名広報課長 広報課でございます。説明資料の13ページをお願いいたします。

広報費につきましては、664万円余の減額をお願いしております。

右側の説明欄でございますが、これは、広報誌等の委託に係る入札残、それから、県民対話事業の実施回数の確定、及び節減による減、及び負担金の減によるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○豊田人事課長 人事課でございます。説明資料の15ページの人事課分の中段、人事管理費のところをごらんください。

人事課におきましては、3億7,700万円余の増額補正をお願いしております。

これは退職手当に係る増額補正でございますが、平成21年度に退職する勸奨退職者や50歳未満の職員に係ります退職者数が、平成21年度当初予算要求時におきます見込み数を20名ほど上回ることなどの理由によりまして、今回増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、下段の失業対策総務費のところをごらんください。

県が行います雇用対策として、県が採用します嘱託職員及び臨時職員に係ります人件費を当初予算で計上しておりましたが、執行残が見込まれるため、今回240万円余の減額補正をお願いするものでございます。

なお、特定財源のその他の欄に6,500万円余の金額が計上されておりますが、これは、緊急雇用創出基金からの充当が認められたことなどによりまして、一般財源との財源更正を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高嶋総務事務センター長 総務事務センターでございます。15ページの下段をお願いいたします。

2番目の人事管理費からでございますが、人事管理費は923万5,000円の減となっております。

内訳は、説明欄1の職員福利厚生費は、3つ上げておりますが、人間ドックや定期健康診断事業、職員住宅整備事業のそれぞれの事業費の確定に伴う執行残を減額するものでございます。

また、2の児童手当関係費は、出生数が見込みより少なかったことなどによる支給実績の減による児童手当の減額でございます。

最後に、一番下の段の恩給及び退職年金費でございますけれども、対象者の死亡等による受給者の減少により570万1,000円の減額となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。16ページをお願いいたします。

3段目、私学振興費のうち3,000万円余の増額補正をお願いしております。説明欄をごらんください。

(1) 私立高等学校等経常費助成費補助の減

額は、対象生徒数が当初見込みを下回ったこと及び国の制度変更に伴う補助対象項目の減によるもので、1億4,800万円余の減額となっております。(2) 過疎私立高等学校対策費補助の減額は、対象校及び対象生徒数が当初見込みを下回ったことによるもので、1,000万円余の減額となっております。(4) 私立学校教育改革推進事業費補助の増額は、国庫補助制度の改正に伴いまして補助対象項目が増加したもので、2,600万円余の増額となっております。(6) 私立幼稚園緊急整備事業の減額は、補助申請幼稚園数が当初見込みを下回ったことによるもので、700万円の減額となっております。(7) 私学振興基金設置事業は、後ほど基金設置条例でも御説明をいたしますが、私立学校教育の振興に活用するために設置する基金に1億8,000万円余を積み立てるものです。

4段目の大学費につきましては、公立大学法人熊本県立大学に派遣している職員の給与削減によるもので、400万円余の減額となっております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○田嶋財政課長 財政課です。17ページをお願いいたします。

まず、2段目の財政管理費についてでございますが、説明欄の2から4につきましては各基金の利息分の利率確定に伴うものでございます。5につきましては、前年度決算剰余金の2分の1及び利息分を積み立てるものでございます。

1つ飛ばしまして、次に元金、その次の利子の説明欄でございます。

それぞれ説明欄の2は、いずれも公債管理特別会計繰出金の減額ですが、これらにつきましては後ほどまとめて御説明いたします。

次に、説明欄の1についてですけれども、元金の方は、政府資金の不用に伴う繰り上げ

償還の増等によるものです。

次に、利子の説明欄の1についてですが、借り入れ利率が想定した利率を下回ったことによる減額でございます。

18ページをお願いします。

公債管理特別会計ですが、これは、市場公募債や借換債の発行及び償還等の会計を一般会計と区分するために、平成16年度に設置した特別会計でございます。

まず、元金についてですが、説明欄の1は、借りかえに伴う償還元金の減額でございます。

次の利子につきましては、借換債及び全国型市場公募地方債の利子の減額によるものでございます。

次に、下段の債務負担行為の設定については、東京事務所職員宿舍等の借り上げと東京事務所銀座熊本館の運営業務委託に係るものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○松田管財課長 管財課でございます。資料の19ページをお願いいたします。

2段目の人事管理費でございますが、1億3,200万円余の減額補正をお願いしております。これは説明欄に記載しておりますように、旧熊本会館を東京都港区に建物つきで売却したことにより解体経費等が不用になったためでございます。

3段目の財産管理費ですが、1億円余の減額補正をお願いしております。これは、旧免許センターの解体工事で、基礎ぐいをそのまま残すように変更したことや入札残などにより7,600万円余を減額するものでございます。

2の庁舎等管理費の(1)につきましては、庁舎等管理業務委託の入札残等2,300万円余を減額するものでございます。(2)は、本年度から新たな歳入確保のために取り組んでおります庁舎における広告収入189万円を一般

財源から財源更正するものでございます。

管財課は以上でございます。よろしくお問い合わせいたします。

○佐藤税務課長 税務課でございます。資料の20ページをお願いいたします。

まず、税務総務費でございますが、2の税務管理費につきまして、ふるさと納税に係る基金積立金1,900万円余の減額をお願いしております。

今年度のふるさと納税は、当初予算で5,000万円を計上し、最終的には1,000万円上回る6,000万円を見込んでおります。このうち3,000万円を、先ほど私学文書課から御説明がありました、16ページの私学振興費の(7)になりますけれども、熊本県私学振興基金へ充当する関係で、ふるさと基金の積み立てを1,900万円余減額するものでございます。

次に、賦課徴収費でございます。

1の公金取扱費につきましては、国で徴収しております地方消費税について、徴収取扱費の増額をお願いしております。

2の県税過誤納還付金につきましては、9月補正で38億500万円余を増額補正をお願いいたしましたが、還付の執行状況を勘案いたしまして、1億6,000万円余の減額をお願いしております。

次の欄のゴルフ場利用税交付金以下の補正につきましては、おのおのの税収見込みに応じまして市町村への交付金や都道府県への清算金等の補正をお願いしております。

次に、資料の21ページをお願いいたします。

債務負担行為でございますが、5月31日が納期となります自動車税に係ります平成22年度の納付促進広報業務についてお問い合わせしております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○榑木野市町村総室長 市町村総室でございます。資料の22ページをお願いいたします。

初めに、地域振興局費でございます。これは庁舎管理関係委託の入札残4,200万円の減額でございます。

1段飛ばしていただきまして、次に自治振興費でございます。主なものについて御説明いたします。

まず、説明欄(1)の自治振興支援費でございますが、これは権限移譲事務市町村交付金の処理件数の確定等に伴うもので868万円余の減額でございます。(2)の市町村自治宝くじ交付金でございますが、これは交付額の確定に伴うもので1億662万円の減額でございます。(3)の住民基本台帳ネットワークシステム推進事業でございますが、これは指定情報処理機関である財団法人地方自治情報センターへの交付金の確定に伴う減額等1,400万円余でございます。(4)の市町村合併推進事業でございますが、これは合併新法下での合併協議会に対する補助金の額確定に伴う150万円の減額でございます。(5)の市町村交流職員給与等負担金でございますが、これは人事交流職員の給料及び各種手当等の負担金の確定に伴う912万円余の増額でございます。

次に、選挙管理委員会費でございます。

1つ飛ばしていただきまして、衆議院議員総選挙費から御説明いたします。

これは、昨年8月30日執行の衆議院議員総選挙に要した経費でございますが、経費が当初の見込みよりかからなかったということで、国庫内示減に伴う減額2億1,257万円余でございます。

次に、最高裁判所裁判官国民審査費でございます。

これは、衆議院議員総選挙と同日に行われました最高裁判所裁判官国民審査の経費でございますが、同じように国庫内示減に伴う減額639万円余でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

市町村振興資金貸付事業特別会計でございます。

まず、市町村振興資金貸付金でございますが、これは市町村等への年度内貸し付け見込み額の減に伴う減額1億円でございます。

一般会計繰出金でございますが、これは財政健全化や市町村合併支援交付金等の財源として一般会計へ繰り出して活用することを予定しておりましたけれども、そのうち財政健全化分9億7,773万円を減額するものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○若杉危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。座りまして説明させていただきます。資料の24ページをお願いいたします。

総額で655万5,000円の減額補正をお願いいたしております。

まず2段目、防災総務費でございますけれども、5,593万6,000円の減額をお願いしております。説明欄の方をごらんいただきたいと思います。

2の防災対策費でございますが、2,377万4,000円の減額をお願いしております。その主な内容につきまして御説明申し上げます。

(1)の防災消防ヘリコプター管理運営費につきましては、防災消防ヘリコプターの航空保険料等の執行残の減額でございます。1つ飛びまして(3)の防災・震度情報システム管理費につきましては、今年度整備いたしました防災情報ネットワークシステムにつきまして、今年度中は受託した業者の瑕疵管理で対応可能となったために、保守委託を中止したこと等に伴う減額でございます。

次に、3の防災・行政情報通信ネットワーク整備事業1,943万6,000円の減額でございますが、その主な内容につきましては、(1)の震度情報ネットワークシステム事業につつま

して、震度計の移設箇所の減に伴い1,829万9,000円の国庫内示減による減額でございます。

次に、3段目の消防指導費でございますが、5,432万7,000円の増額をお願いいたしております。説明欄をお願いいたします。

2の消防費につきましては、676万4,000円の減額でございます。

その主な内容でございますが、(1)の市町村等消防施設整備補助につきましては、執行残による減額でございます。1つ飛びまして(3)の消防広域化推進事業につきましては、広域化推進協議会補助金の減による減額でございます。

次に、3の消防学校費といたしまして、6,239万5,000円の増額をお願いいたしております。

その主な内容でございますが、(1)の消防学校設備整備費といたしまして6,585万円の増額をお願いしておりますけれども、これは、消防学校の教育訓練に必要な救助工作車、それから訓練資機材の更新に伴う増額でございます。

続きまして、資料25ページをお願いいたします。

まず、繰越明許費の追加分でございますが、一般管理費のうち2億8,485万8,000円を平成22年度へ繰り越すものでございます。

繰り越しの理由といたしましては、全国瞬時警報システム整備事業につきまして、国における仕様書の作成がおくれまして、整備に必要な機器の製造が22年度にずれ込むことになりまして、年度内の事業完了が困難となったためでございます。

次に、変更分でございますが、2段目の方を御説明いたします。

消防指導費につきましては、6,585万円の繰り越しをお願いいたしております。

繰り越しの理由といたしましては、先ほど歳出予算で御説明いたしましたとおり、今回

消防学校の救助工作車及び訓練資機材の補正をお願いしておりますが、年度内の事業完了が困難であるためでございます。

次に、債務負担行為の設定でございますが、防災消防ヘリコプター運航業務の7,850万円につきましては、防災消防ヘリコプター「ひばり」の平成22年度分の運航管理業務につきまして、本年度中に委託契約を締結する必要があることから債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

最後に、防災行政無線中継所用地賃借5万7,000円につきましては、中継所4カ所の用地賃貸借につきましては、本年度中に契約を締結する必要がございます。このため債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。説明資料の26ページをお願いいたします。

まず、2段目の社会福祉総務費につきましては、1,069万4,000円の減額をお願いしております。このうち、説明欄でございますように、男女共同参画政策企画事業費の減額117万8,000円につきましては、法務省からの国庫委託金が見込みより下回ったことに伴う減額でございます。

次に、3段目の社会福祉施設費でございますが、7万4,000円の増額をお願いしております。これは厚生労働省所管の平成20年度DV対策補助金の精算に伴う国庫支出金を返納するものでございます。

続きまして、債務負担行為の設定でございますが、後ほど条例等関係で御説明申し上げますが、くまもと県民交流館パレアに平成22年度から3年間指定管理業務を委託することになりますので、その3年間の委託料について債務負担行為の設定をお願いしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小林地域政策課長 地域政策課でございます。資料の28ページをお願いいたします。

計画調査費で2億7,600万6,000円の増額をお願いいたしております。説明欄をお願いいたします。

まず(1)ふるさとづくり推進事業貸付金につきましては、阿蘇くまもと空港ターミナルビル増改築へのふるさと融資を予定しておりましたが、計画の見直しにより本年度は貸し付け申請がなかったことから、予算全額を減額するものでございます。次に(2)地域振興総合補助金と(3)新幹線元年戦略推進事業につきましては、事業費の執行残を減額するものでございます。(4)の水俣・芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクトにつきましては、過年度交付額の確定に伴います国庫精算返納金でございます。(5)市町村派遣職員負担金につきましては、市町村から県に派遣されております職員に対する給与等の負担金でございます。次に(6)定住自立圏等民間投資促進交付金につきましては、定住自立圏等において地域住民の生命と暮らしを守るという観点から、緊急の地域課題であります地域医療の向上に資する事業に対して、民間事業者へ助成を行う経費でございます。

なお、この交付金につきましては、交付対象事業の年度内完了ができない可能性がございますので、全額繰越明許費の設定をお願いいたしております。

また、同様に、離島振興対策事業につきましては、実施主体であります天草市が、工事日程等について地元との協議、調整を実施した結果、実施計画までに不測の日数を要したために、全額繰越明許費の設定をお願いいたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○古里川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。資料の29ページの上段をお願いいたします。

計画調査費で480万4,000円の減額をお願いしております。内訳は、右側の説明欄をごらんいただきたいと思います。

まず(1)の五木村振興基金積立金でございます。これは村と県で策定しております振興計画の財源となります基金でございます。平成21年度分の預金利子の積み立てとして126万6,000円を計上しております。次に(2)の五木村振興交付金交付事業でございます。計画に掲載しております村の事業経費に充てるために村に交付するものでございますが、計画しておりました事業の一部が、国の経済対策を受けまして国の委託事業として実施されることになりました。そのために、当初予定しておりました村の負担額が減額になったこと、さらには村が予算の効率的な執行を行ったことによります事業費の減によりまして、607万円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。資料の29ページの下段をお願いいたします。

まず、人事管理費でございますが、6,400万円余の減額をお願いしております。

内訳としましては、説明欄に記載しておりますとおり、ホストコンピューターの機種見直しによる減、パソコン調達に係る入札残及びLGWAN、これは全国の地方自治体を相互に接続する総合行政ネットワークでございますが、この負担金の実績に基づく減などでございます。

次に、下の計画調査費でございますが、1億900万円余の減額をお願いしております。

内訳としましては、市町村における情報通信格差是正事業の一部取り下げ等による補助の減及び総合行政ネットワーク再構築事業の入札残等でございます。

以上、合計1億7,100万円余の減額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山野文化企画課長 文化企画課でございます。説明資料の30ページをお願いいたします。

計画調査費で5,000万円の補正をお願いしております。

これは、地域活性化・公共投資臨時交付金を活用いたしまして、県立劇場のコンサートホール・ホワイエの窓枠や駐車場のゲートの取りかえなど、改修を緊急に行うための経費でございます。

次に、下の段の繰越明許費7,043万円の追加設定についてでございます。

うち、右の方にあります県立劇場施設整備費5,000万円でございますが、ただいま御説明申し上げました今回補正をお願いしております費用でございます。年度内に完成が見込めませんので、繰り越しをお願いするものでございます。

残る2,043万円でございますが、これは松橋収蔵庫の体験展示スペースの改修につきまして、年度内に事業完了ができない可能性がありますために、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。説明資料の31ページをお願いいたします。

下段の計画調査費で、総額で200万円余の増額補正をお願いしております。内容につきましては右の説明欄に記載しております。

まず、1の交通整備促進費でございます。

(1)の熊本都市圏交通問題対策事業につきましては、阿蘇くまもと空港へのアクセス改善の一環で、新たに運行開始を計画しておりましたJR肥後大津駅と空港間を結ぶシャトルバスの広報経費として250万円余を計上しておりましたが、長引く景気低迷や新型インフルエンザの流行、さらには高速道路休日特別割引などの影響によりバス事業者の経営が厳しくなり、本年度内での運行開始が困難になったことを受け、減額補正をお願いするものでございます。

次に、2の空港整備促進費でございます。

(1)の阿蘇くまもと空港直轄事業負担金につきましては、空港内の滑走路改良工事費などが当初見込みを下回ったことなどから、700万円余の減額補正をお願いするものです。また、あわせて地方債の充当と一般財源の減額による財源更正を行うものでございます。

(2)の市町村派遣職員負担金は、職員2名の派遣受け入れによるものでございます。(3)の阿蘇くまもと空港周辺県有地整備促進事業につきましては、地方債の充当と一般財源の減額による財源更正でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○佐伯統計調査課長 統計調査課でございます。資料の32ページをお願いいたします。

委託統計費として4,121万4,000円の減額を計上しておりますが、これは国から委託を受けて実施します統計調査の国庫委託金の内示増減及び平成20年度国庫委託金精算に伴う不用額返納分の増額でございます。

内訳は、説明欄に記載しておりますとおり、毎年実施しております経常調査の11事業分として合計で896万2,000円の減、5年ごとに実施しております全国消費実態調査等の周期調査の10事業分として合計で3,290万1,000円の減、また、前年度の国庫委託金精算に伴

う返納として、平成20年度毎月勤労統計調査分64万9,000円の増額でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○田上会計課長 会計課でございます。資料の34ページをお願いいたします。

2段目の会計管理費について、875万6,000円の減額をお願いしております。これは課運営事務費の執行残でございます。

3段目の利子につきましては、一時借入金の利子について750万円の減額をお願いしております。これは借入金利の低下によるものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

収入証紙特別会計でございます。

一般会計繰出金につきまして、1億円の増額補正をお願いしております。

収入証紙によります各種の許認可等の申請に伴う手数料の収入につきましては、会計課で一元管理をし、各申請に応じた収入額を関係所属に繰り出しておりますが、全体の申請実績が当初見込みを上回りますため、一般会計の繰出金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○清田管理調達課長 管理調達課でございます。資料の35ページをお願いいたします。

2段目の会計管理費でございますが、経費節減に伴います96万1,000円の減額をお願いしております。

続きまして、資料の36ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございますが、これは、県の各機関において契約する共通的な4つの業務につきまして、ことし4月から役務の提供を受ける必要がある案件について、債務負担行為の追加をお願いしているものでございます。

まず、県有施設等管理業務でございます

が、右端の補正後の欄に記載のとおり、限度額34億4,100万円余、562件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、庁舎清掃や警備に係る業務委託等でございます。

次に、給食業務でございますが、限度額1億2,100万円余、7件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、特別支援学校等の給食に係る業務委託でございます。

次に、情報処理関連業務でございますが、限度額18億900万円余、200件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、情報システムの運用に係る業務委託等でございます。

最後に、事務機器等賃借でございますが、限度額15億9,400万円余、326件分の設定をお願いしております。主な内容といたしましては、情報システム関連機器等のリースでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○田中総務課長 人事委員会事務局でございます。資料の37ページをお願いいたします。

上段の委員会費でございますけれども、11万4,000円の減額をお願いしております。これは委員1人が交代したことに伴う報酬額の変更によるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○藤川監査監 監査委員事務局でございます。資料の38ページをお願いいたします。

上段の委員費でございますが、28万3,000円の減額補正をお願いいたしております。これの主なもの、今年度の給与改定で常勤の監査委員の期末手当の支給率が引き下げられたことに伴うものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○吉良総務課長 議会事務局でございます。  
資料の39ページをお願いいたします。

全体としまして4,143万4,000円の減額補正をお願いしております。

上段の議会費につきましては3,600万円余の減額となっておりますが、これは、議員報酬月額削減、期末手当支給率の改正による減及び議員の辞職に伴う減等でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○豊田人事課長 人事課でございます。資料の43ページをお願いいたします。

条例改正でございます。

1、条例改正の趣旨であります。熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村等で処理することに伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容でございます。

(1)でございますが、熊本市と下益城郡城南町の合併に伴いまして、熊本市城南町の区域に係ります火薬取締法及び液化石油ガスの保安の確保に関する法律に基づく事務につきまして、合併前に引き続き宇城広域連合で処理することにしております。(2)でございますが、これは、旅券法に基づきます申請事務及び交付事務につきまして、新たに阿蘇郡市の1市3町3村に移譲するものでございます。(3)でございますが、農地法等の一部を改正する法律が12月に施行されまして、それに伴いまして現在全市町村に移譲しております農地法第3条の規定による許可に関する事務につきまして、新たに許可要件が追加されまして、条件を満たさない場合の勧告でありますとか、許可の取り消しの事務が追加されたことから、これらの事務を市町村へ移譲するものでございます。それとあと1点は、農地法第4条及び第5条の規定に基づきます農地の転用許可等につきまして、この事務につきまして今回初めて新たに宇土市に

移譲するものでございます。

3の施行期日でございます。

施行期日につきましては、施行日の早い順に整理しておりますが、城南町の区域に係ります火薬取締法及び液化石油ガスの保安の確保に関する法律に基づきます事務の移譲に關しましては、合併いたします3月23日から施行すると。農地法に係ります事務の移譲に關しましては平成22年4月1日から、それから旅券法に基づきます事務の移譲に關しましては、準備が整うことしの10月1日からというようにしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。資料44ページをお願いいたします。

第22号議案熊本県私学振興基金条例の制定についてでございます。45ページの議案の概要により御説明を申し上げます。

まず、条例制定の趣旨でございますが、本県学校教育における私立学校教育の重要性を踏まえ、私立学校教育の振興を図るために基金を設置するものでございます。

次に、基金の内容でございますが、基金には1億8,000万円を積み立てております。その原資は、社団法人私学教育振興会、これは私立学校22校で構成している法人でございますが、そちらの方に昭和40年当時から融資事業の原資として県が1億5,000万円ほど補助をしておりました。このたび、社団法人私学教育振興会におきましてこの事業を廃止いたしましたので、県への返還金として1億5,000万円を受け入れましたので、それを主な原資としております。また、さらに、ふるさと応援寄附金から約3,000万円ほどをこの基金に積み立てております。

本基金を活用いたしました私学振興につきましては、現在策定中の私学夢プランに沿って事業化をしてみたいと思っております。

す。また、各条文の構成につきましては、他の基金条例と同じ内容にしております。

施行期日は、公布の日から施行することとしております。

続きまして、46ページ、第35号議案公立大学法人熊本県立大学の定款変更についてでございます。47ページの議案の概要により御説明を申し上げます。

まず、定款変更の趣旨でございますが、公立大学法人熊本県立大学の理事長等の再任回数を1回限りとする。現在4年で任期を設定いたしておりますが、再任の場合は2年延長して最長6年ということで、任期の周期を定めるものでございます。

同法人の定款変更につきましては、総務大臣及び文部科学大臣への認可申請に先立ちまして、地方独立行政法人法に基づきまして議会の議決を経る必要がありますので、提案をいたしております。

主な変更内容は、重複いたしますが、理事長及び学外理事の再任回数を1回限りとし、再任に係る任期を2年とする。②事務局長及び副学長である理事の任期を明確にするため、事務局長である理事にあつてはその職にある期間とし、副学長である理事にあつては副学長の任期とするというものでございます。

施行期日は、総務大臣及び文部科学大臣の認可のあった日から施行することとしております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。説明資料48ページをお願いいたします。

議案第36号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

くまもと県民交流館パレアにつきましては、平成17年度から物産等振興施設に指定管

理者制度を導入しておりましたが、平成22年4月から物産等振興施設以外の部分に指定管理者制度を拡大することとし、昨年9月議会で条例改正の議決をいただいたところでございます。

このたび、新たに指定管理候補者の選定を行いましたので、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間の指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして御提案をさせていただいております。

特定非営利活動法人エヌピーオーくまもと・NPO法人チェンジライフ熊本共同体を指定管理候補者として選定しておりますが、今議会で指定の議決をいただけましたならば、3月中に指定管理者の指定を行いまして、4月1日から管理を開始する予定でございます。

選定の経緯でございますが、次の49ページをごらんください。

2の審査結果等の申請者の欄にある5つの団体から応募があり、昨年12月21日に指定管理候補者選定委員会を開催し審査を行った結果、特定非営利活動法人エヌピーオーくまもと・NPO法人チェンジライフ熊本共同体が最も高い得点であり、同団体を選定する旨の選定意見でございました。

選定委員会の意見を踏まえ検討した結果、選定意見のとおり、同団体を指定管理候補者として選定してまいります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松田管財課長 管財課でございます。50ページをお願いいたします。

専決処分の報告及び承認についてでございます。

内容については、次の51ページの概要で御説明いたします。

本件の事故は、平成21年10月22日午後1時10分ごろ、県庁南側駐車場出口で発生しております。過失の割合は、県が10割、損害額及び賠償額は14万3,514円でございます。

事故の状況は、和解の相手側が、県庁南側駐車場出口で駐車券を収受機に入れ、ゲートバーが上がったことを確認して前進したところ、バーが下がり、車のフロントガラス及び屋根の一部を破損させたものでございます。

現地検証をした結果、駐車場出口はゲートバー前方の地下に金属を検知する機器が埋設されており、車がそのエリアに入り、その後エリアから外れた場合ゲートバーがおけるシステムとなっております。このことから、相手側の車が駐車券を入れて前進し、車両検知エリアに入った後、一たん停止し、再発進する際、比較的勾配のある車庫のため、車が後退し、検知エリアから外れたため、機械が車を通過したものと誤認し、ゲートバーが下がり、車を破損させたものと考えられます。

今後、同様な事故が起きないように、人や物を感知した場合は、バーが下がることがない落下防止つきセンサーのカーゲートに取りかえる手続をしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○森浩二委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○大西一史委員 12ページの企画調整課の計画調査費の企画推進費についてちょっとお尋ねします。

これは減額補正ということで、302万6,000円ですか、減額をされていますけれども、これはくまもと未来会議の事業が実施回数の減及び節減ということになっていきますけれども、実施回数は、そもそも何回今年度予定されておったのでしょうか。

○神谷企画調整課長 企画調整課でございます。

もともと予算上は4回予定してございました。今年度は1回開催しております。

理由を御説明申し上げますと、上半期開催しようとしたけれども、新型インフルエンザがちょっと流行し始めておまして、その会議などの開催をなるべく控えるということがございまして、開催を見送っております。その後、秋に1回開催するような方向で委員の日程を調整いたしました。開催日を決めたのですが、委員の事前のキャンセルが相次ぎまして、半数程度しか御出席いただけないという状況になりまして、その開催を見送りまして1月に開催したという、現状はそういう状況になってございます。

○大西一史委員 これは1回の開催経費って大体どのくらいなんですかね。ざっくりで結構です。

○神谷企画調整課長 もろもろ委員の報酬等を合わせまして、1回当たり約100万円余あたりだと思います。

○大西一史委員 実は、これは私も——くまもと未来会議というのは、マスコミにもオープンにされていますし、相当有名人といえますか、知事の人脈によって姜尚中先生であるとか、東京証券取引所の斉藤さんだったりとか、昭和女子大の坂東さんとか、結構鳴り物入りでこれはスタートしたように私は記憶していますがけれども、過去の議事録をちょっと私も読んでみたんですよね。見てみたら、過去3回しか開かれていませんね。平成20年10月10日に1回目、2回目が平成21年1月24日、しかも3回目がことしの1月18日ということで、年に4回程度やる予定だったということですがけれども、やっぱりこれはそもそも

これだけのメンバーの方を一堂に集めて、大体1時間半ぐらいの議論をされているみたいですが、東京で2回開催して、熊本で1回開催しているというようなことで、なかなか日程調整も企画調整課は大変だったんじゃないかなというふうに思いますが、ただ、くまもと未来会議というのは、ある意味では熊本の大きな将来の可能性をいろんな有識者の方から聞こうということでの事業内容だったろうというふうに私も当初、知事のお話の中でもあったらと思うから、それ自体は意義が、まあないとは言いませんけれども、実態として結局3回しかできずに、平成20年からスタートして3回しかできなかった、あるいは出席者も、結局1回目は5名、2回目は6名、3回目は9名ということで、結局全員そろったことは1回もないんですね、皆さん。やっぱりそういう会議というのは非常にどうなのかなという、運営自体も非常に問題があるかなというふうに思うんですが、今後どういうふうにこれはやっていこうというふうに考えておられるのかですね。

○神谷企画調整課長 委員御指摘のとおり、本当に皆さんお忙しい方が多くて、日程調整には大変苦慮しているところでございます。

ただ、かなり有効な助言をいただける方が集まっていたらと思っております。一応会議の規約上部会も設置できるようになっております。現時点でまだ部会を開催した実績はございませんが、一応全員そろえようと思って日程調整するんですけども、なかなか難しいものですから、例えば小グループで御意見を聞いたりですとか、あと個別に御意見を伺いに参るとか、そういった方法も今後検討しなければならないと思っております。

○大西一史委員 あんまり企画調整課長ばかり追及するのはよくないと思うんですが、予

算査定の段階では、これは541万9,000円ですか、要求されていますよね。しかし、これはD査定になっていますよね、新年度。財政課のレベルで、これは事業内容、金額等についていまだ整理すべき課題があるとして予算化を見送るべきだということなんですが、新年度は、じゃあ予算化は見送られるということではないですか。

○神谷企画調整課長 新年度の予算については、また後議の際に説明を申し上げますが、提案させていただいておりますのは、現段階、委員会の開催回数を3回ということで提案をさせていただいているところでございます。

○大西一史委員 わかりました。

実際、これをしていかれる中で、予算のこともあるでしょうけれども、やっぱりせっかく熊本の未来をと言っていて、会議の未来がないぐらいの状態じゃ、やっぱりそれはいかぬと思います。これだけのメンバーの方々に、恐らくそんな大した報酬といえますか、そんなにたくさんの報酬は払わずに協力していただけるということは、非常にこれは——それは知事人脈でもあり、ありがたいことだろうというふうに思いますから、この会議を全体で、先ほどおっしゃられたように、部会単位とかあるいはアドバイザー的にどんどん逆に言えば意見を言ってもらいたいということも考えながら進められた方が現実的ではないかなと。やっぱり一堂に会すというのも、まあ年に1回ぐらいはあった方がいいかなと私は思うんですが、それぞれこれだけお忙しい方々ですので、その辺の工夫をしていただいて、3回というふうなことで、後議でまた議論があると思いますけれども、その辺についてはしっかり取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○内野幸喜委員 人事課の方にお伺いしたいんですが、退職者の見込みが20名ほどふえたということで、3億7,000万ぐらいだったのですが、増額補正ということになっていたのですが、20名というのは、基本的には早期退職者ということになると思うんですが、こういう今は厳しい状況の中で退職される——前向きな形で退職されるのであれば、私はいいと思うんですね。いろんな目的があって、さらにレベルアップしたいとか、ほかの企業に行つてとか。そうじゃなくて、例えば、今、県の職員の方も、こういう厳しい財政状況の中で、給与の削減であるとかそういったこともあって、また仕事量もふえてきていると。そういう中で、将来に不安を覚えたとか、そういう感じで退職している方もひょっとしたらいるんじゃないかと思うんですけども、今回予定が20名ふえたというのは、以前と比べて多い人数なのかということと、あと、できれば年齢構成なり教えていただければ、その辺をちょっと聞かせていただきたいのですが。

○豊田人事課長 まず、総数も、平成20年度が大体職員として200名ちょっとでございまして、それが今年度は230名ほどという形でございまして。そのうち、いわゆる50歳以上の方が39名ほどいらっしゃいまして、昨年と比べると6～7名増加でございまして、あと、いわゆる50歳以下で自己都合等による退職者が10名ちょっとふえているというような状況でございまして。

今委員御質問されたように、退職の理由はいろいろありまして、ほかに転職をする方もいらっしゃる、健康上の理由でありますとか、そういうものもありまして、さまざまという形でございまして。全体として、ここ数年、

退職者というのは非常に増加傾向にあると。その中で、定年以外の職員についても、先ほど言いましたように、当初の見込みより若干ふえているような状況にあるというような状況でございまして、詳しい年齢構成の細かいところはちょっと資料を今持っておりませんのでお答えできませんが、概要はそういうところでございます。

○内野幸喜委員 ここ数年増加傾向にあるということだったんですけども、志を持って入庁された方、できればやっぱり頑張っていたかと思うんですが、いろんな事情で退職されるんだと思うんですが、増加傾向になっているというその理由というのは、どういったところにあるかというように考えていらっしゃいますか。

○豊田人事課長 先ほど言いましたように、さまざまな理由がございまして。例えば、福祉分野でありますとか、いろいろ地域ニーズづくりとか、そういうもので自分が経験したのについてやってみたいという形の前向きの方ももちろんいらっしゃいますし、先ほど言いましたように、病気でありますとか、そういう形でどうしてもなかなか継続ができないという方もいらっしゃいます。あと家庭の事情等でやめられる方もいらっしゃるということでございまして、一概にどうこうのところはちょっと言えないのかなとは思っております。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鬼海洋一委員 簡単なことだと思いますが、ちょっとお尋ねをしたいと思います。これは29ページ、情報企画課、松永さんのところですね。

計画調査費で1億の減額補正がなされてお

りまして、この情報通信格差是正事業、総合行政ネットワーク管理、この中身と状況を少し教えてください。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。内容について御説明申し上げます。

まず、情報通信格差是正事業費補助の約6,000万ほどの減でございますけれども、事業の内容といたしましては、携帯電話不感地域を解消するために、市町村が携帯基地局の整備を行う場合、国が事業費の3分の2を補助するものでございますが、特に今年度は国の経済危機対策によりまして予算の大幅な増額が行われたこともありまして、本県でも、昨年9月補正におきまして、11市町村69局の整備費を予算計上させていただきました。

今回の補正は、この中の3町村4局分につきまして、新たに整備をしなくても他の基地局からの電波を利用することができるということが判明いたしましたので、市町村から取り下げがあったものでございます。なお、取り下げは、南小国町が1局と山江村が2局、球磨村が1局ということになっております。

もう一つの総合行政ネットワーク管理運営事業でございますけれども、これは、今年度再構築事業を進めておりますけれども、その中で入札残が約2,000万ございました。また、現行のネットワークの修理費の節減等で1,500万、それからネットワークのオペレーションセンターの委託費、これの入札残で500万、そういった内容になっております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 これは携帯ですよ。例えば地デジあたりはどこで扱うんですかね。地デジの現状がわかっておれば、少しお話しただきたい。

○松永情報企画課長 地デジにつきましては、直接的には総務省の方で国策という形で

進められております。現在、平成23年7月、来年7月の地上デジタル放送の完全移行に向けまして、送信側、受信側でさまざまな対策が講じられているところでございます。

現状といたしましては、ことし2月現在で30カ所の中継局でデジタル放送が開始されておりまして、県内の約96%が視聴可能という状況になっております。

また、最近の国の調査によりますと、デジタル波の特性等から約7,000世帯におきまして難視聴状態が生じているということで、新たなデジタル中継局の整備や共聴施設の整備が必要となっているということで、これにつきましても、今国の方で共聴施設の新設に対しまして、例えば3分の2の補助であるとか、あと足りない部分につきまして10万円を限度としてNHKが補助をするとか、そういった対策が講じられているというふうに聞いております。

以上でございます。

○鬼海洋一委員 そうすると、地デジの難視聴地域の解消については、県ということではなくて、総務省の方からダイレクトで各市町村との間でこの対策が講じられているということなのでしょうか。

○松永情報企画課長 基本的にはそういう形で進められておりますが、県の方におきましても、例えば、周知広報の面での協力でありますとか、あと県有施設でもデジタル化の改修が必要なところがございますので、そういった改修の実施、あるいは全国知事会等を通じまして、共聴施設の改修に伴う対象世帯や地方自治体への負担が軽減されるように、国に対する要望活動、こういったことを県の方ではやっております。

○鬼海洋一委員 今お話しのとおり、実態としてはかなりまだ難視聴地域としては残る

という、そういうことではないかなと、そしてまた非常に不安な状況にそういうところの方々はおられるというふうに思っております。

お話しのとおり、総務省からダイレクトで各市町村で対応するという状況のようですが、けれども、ぜひ県の方でも支援をいただきますように、この際お願いしておきたいと思っております。

○松永情報企画課長 わかりました。

○森浩二委員長 ほかに。

○馬場成志委員 管財課、一番最後のところですが、41号。

もう1回さっきのを簡単に説明してもらってよかですかね、状況を。

○松田管財課長 この事故は、10月22日……

○馬場成志委員 それはいいです。その瞬間の話。

○松田管財課長 瞬間は、県庁の用務を終わられまして、そして、ゲートバーが上がって自動車を発進したと。そして、途中でゲートバーがおりてきた。それによってフロントガラスが割れたと。それと、屋根の一部に傷があって、ゲートバーが屋根の上に落ちた状態で通報がありました。

それで、どうしてだろうというようなことで、管財課も、実際、業者といますか、オムロン製ですので、その業者を呼びまして、どういったことなんだろうというようなことでいろいろ検証をいたしました。

その結果、ゲートバーの30センチ先に金属を検知する検知器が地下に埋設してあります。通常は、ゲートバーが上がれば、その検知器を通して、通り過ぎたときゲートバー

がおりるといようなことなんですけれども、今回の場合は、その検知器エリアに一回入って、そしてバックしたと。そうしたら、機械は通り過ぎたものと見てゲートバーがおりるといような、そういうシステムの機械になっているんですよ。現在は、そういった機械というのは、民間あたりではゲートバーの下にセンサーがついておりまして、人でも物でも、そういったものが感知されれば絶対ゲートバーはおりないといようなシステムに今はもう全部改良されていますけれども……

○馬場成志委員 わかりました。

さっき聞いたつたら、向こうが壊したつじやなかろうかなと思うてからですね。今の説明だったら、まあ微妙なところですかいな。やっぱり一回バックしてまた打ち当てたのなら、こっちが逆にもらわなんてなる……

○松田管財課長 それで、バックする要因が、通常平たいところであればバックすることとはまずないんですけれども、ここが傾斜が6%の……

○馬場成志委員 よかです。

○松田管財課長 傾斜があるものですから。

○馬場成志委員 じゃあ、別件です。

28ページの地域政策課の右の説明欄の(5)番、市町村派遣職員負担金、済みません、これはさっき説明があったかもしれませんが、私は、今、分権の議論とかいろんな話の中で、活発にやれという話をずっとさせていただいておるわけですが、ここ数年の動き——ここに補正で出ておりますからちょっとお聞きしたいんですけれども、ふえておる状況なのか、減っておる状況なのか、あるいはどうなのかということ。それと、31ページの

交通対策総室のところにも別で市町村派遣職員負担金ということで出ていますので、さっき説明があったかもしれませんが、もう一回お願いします。

○小林地域政策課長 地域政策課でございます。

市町村の職員の派遣負担金については、市町村から県に派遣された職員に対しまして、給与等の負担金を出すということになってございます。研修生なり派遣職員の人員につきましては、県と市町村とのやりとりの中で決定されるものでございますが、地域政策課に関しては、ここ数年は大体同じぐらいの人数が来ておるということで承知をしております。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。

お尋ねの資料31ページの市町村派遣職員の負担金に関してでございますけれども、私も交通対策総室に関する分につきましても、ここに計上されておりますのは派遣職員2名でございますけれども、ちょっとほかに1名ございまして、ここ数年大体3名ぐらいで交通対策総室分につきましては推移している状況でございます。

○馬場成志委員 今の説明の中で、補正で出した意味合いについてはちょっと聞かれなかったんですが、それと、セクションごとに今から市町村で大事になってくるという部分ではふやしてもろうとるだろうと思っておりますけれども、これは予算と関係ありませんので今ここでは聞きませんが、これは後で人事課長あたりからまた聞かせていただきたいと思っております。補正で出た分はどういうことですかね。

○豊田人事課長 人事課でございます。

市町村からの職員の交流、それから県から市町村へも行っておりますけれども、これにつきましては自治法上の派遣という形で、まず給与についてはそれぞれ支払いますけれども、年度末に派遣を受けたところが負担をするという形になっておまして、それで年度末の2月補正でそれぞれ市町村から派遣を受けたところの所属で予算を計上するという形にしておるところでございます。

○楢木野市町村総室長 市町村総室でございます。

うちも市町村交流職員の負担金を補正予算で計上してはおりますけれども、これは当初予算では次年度確定している分だけまず予算を上げさせていただいて、4月の人事異動等で増員等があった場合は2月の補正で調整するというようにしておりますので、よろしく申し上げます。

○中村博生委員 農地法ですけれども、43ページ、第3条の規定による許可に関する事務についてが何か追加されたということですが、これは今まで宇土市は移譲されておらぬだったんですか。まあ、専門じゃなかったでしょうばってんが、一応は。

○森浩二委員長 これは人事課長でいいのかな。

○豊田人事課長 人事課でございます。農地法の3条につきましては、全市町村に既に権限を移譲しておりますが、4条、5条につきましては、今までどこもありませんで、今回宇土市が初めて自分のところでやりたいという形でございます。宇土市に4条、5条について、移譲をするものでございます。

○中村博生委員 4条、5条をやりたいという――ほかの市とかは手を挙げぬわけです

か。

○豊田人事課長 具体的には、これは農政部の方で権限移譲につきましてはいろいろ市町村の方に説明をしておるところでございますが、4条、5条につきましては、例えば農地を農地外に転用して売買という形でございますので、今まではどちらかというと市町村については、身近な人がそういう利害関係があるということで、なかなかその辺のところについては移譲の希望がなかったところがございます。

ただ、今回初めて宇土市が希望されてきて、全国的にもかなりの都道府県において移譲されているということで、これにつきましても農林水産部の方で今後市町村にしっかりと説明をしまして、積極的に移譲を進めていこうというような方針であるというふうに聞いております。

○中村博生委員 よかです。農政に聞かんばわからぬど。

○大西一史委員 済みません、ちょっと戻ります。ちょっとお尋ねです。18ページ、財政課。

これは債務負担行為の設定で、東京事務所の職員宿舍等の賃借についてですけども、7,449万5,000円というのは、これは限度額を設定してありますけれども、これは何でこんな、何でというか、大体こんなものなんですかね。金額的にちょっと大きいような気がします。

○田嶋財政課長 この職員宿舍については、東京事務所の職員と各省庁に派遣している職員の借り上げ費用が全部合算されておりますので、それでちょっと額は多くなっています。ちょっと人数は……

○大西一史委員 人数はわからない。

○田嶋財政課長 後でちょっと……。

○大西一史委員 じゃあ、後で。でも、ただ、これだけかかるということですね。

○田嶋財政課長 そうです。

○大西一史委員 結構かかりますね。

それと、ちょっとまた別の項目で1つ、済みません。

35条の県立大学の定款変更なんですけれども、これは理事長さんの再任回数の1回で、再任に係る任期2年というのは、そもそも今まではそういう決まりが書いてなかったということなんでしょうけれども、これはそういうふうに関係ないような事情が何かあるんですかね。

○広崎私学文書課長 委員お尋ねの理事長の任期でございますが、現時点で4年で再任ができるということになりまして、文理上申しますと、4年4年ですつといけるというような解釈ができるんでございますが、実は公立大学法人と申しますのは、もともと学長と理事長が同一人物で設置される場合と別々に設置される場合がございます。本県は別々に設置をしているところがございますが、昨年、学長の任期を4年、再任1回限り2年というふうにして、6年間の任期を設定いたしました。

そういうことをかんがみますと、理事長、学長が別々の設置であってもいいんですが、これは整合性をとった方がいいのではないかと、どうしてもそういうふうにならなければいけないということではございませんが、まずその学長との任期の整合性をとったということ。

それからもう一つは、公立大学法人には、

県が中期目標設定期間を6年間というふうに設定をいたしておりますので、その中期目標の6年間で成果を上げていただくと、次につなげていただくという趣旨で、今回、理事長の任期も4年、再任1回限り2年というふうに設定をさせていただきました。

○大西一史委員 ということは、理由としては大体整合をとるとということと、それから大体中期目標の期間内に成果を出してもらうような任期設定になっているということで、それは納得をしました。

ただ、ほかの公立大学も、それぞれ運営のやり方というのは独自にやられて別に構わないと思うんですけども、他県あたりでも大体同様の風になっているというふうに考えていいんですかね。

○広崎私学文書課長 公立大学法人は、もともと県が設置しておりました大学でございますので、理事長、学長の任期等は地方公共団体にゆだねられておりますが、6年、再任を1回限りとする、あるいはまだ4年のまみにしているところ、あるいはもっと短く6年間で設定しているところ、さまざまでございますが、今回の私どもの改正と同様の規定を持っている大学法人も複数ございます。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田代国広副委員長 36ページの債務負担行為なんですけど、補正前と比べて補正後は非常に大幅にふえておるということに対する説明が1点と、22年度が特に負担行為が額が高くて、23年度以降は補正前と余り変わらないわけですよ。22年度、いわゆる初年度といえますか、が非常に補正前と比べて高い負担になっておる。23年度以降は補正前とほとんど変わらないわけなんですけれども、その理由はど

うなんですかね。2点。

○清田管理調達課長 お尋ねの件でございますけれども、22年度分につきましては、要するに22年度1カ年の単年度の業務委託契約でございますまして、それ以下、23年度から26年度までございますのは、複数年の契約につきまして債務負担行為の設定をしているものでございます。

今度、補正後に追加しました案件につきましては、22年度分の単年度の分が多かったというようなことで、22年度分だけが金額がわかりかしくなっておりますけれども、複数年分につきましては12月補正前に債務負担行為の設定をお願いしているというようなことで、今回余り追加がなかったということでございまして、特別な理由があるわけではございません。

○田代国広副委員長 単年度の契約が、例えば今回の補正後の金額は補正前と比べて非常に大幅にふえているじゃないですか。ということは、結局、その単年度分がふえたというふうに今の説明からすると思うんですけども、そういうのとは違うんですか。

○清田管理調達課長 今委員おっしゃいますように、2月の補正で追加したものにつきましては単年度の分がほとんどであったということでございます。

○田代国広副委員長 特に、この単年度分で、例えばどういった業務が——特に高額なものについて1～2点教えてもらえないですか。

○清田管理調達課長 今度2月補正で追加したもののなかで、まず一番上の県有施設等管理業務の中で金額が大きかったものは、1つは、学校人事課のスクールバスの委託業務、

これが単年度で9,200万円余ございます。それから、その次に大きかったのが天草空港の管理事務所の管理運用業務の委託でございまして、これが8,800万円余、22年度単年度でございますけれども、この2件が一番多いもので、ほかにたくさんございますけれども、この2件が一番大きい金額の2件でございます。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。終了していいですか、質疑は。

○大西一史委員 1個だけちょっと確認させていただきます。済みません。

さっき51ページの専決処分の例の駐車場のゲートの話なんですけれども、あれというのは、私、何か前に1回これは聞いたことがあるような気がして。これは1回目ですか。

○松田管財課長 1回、6月の議会でもお願いしております。

そのときは同じ県庁の南側の駐車場の入り口でございまして、今回は出口ということで、場所がちょっと……。それぞれ事故の対応策についてはとっておりますけれども、そういうことがないように十分管理をしていきたいと思っております。

○大西一史委員 私は、何か記憶違いかなと思ひながら、たしか前に私、これは議決したことがあるような気がしたので、またかなと思ひながら、そうしたら入り口と出口両方ということなんです。

これはしっかり確認をして、今後こういった——これはけががなかったからよかったようなものの、それはフロントガラスが打ち割れるなんていうのは結構なことですので、それは安全面でも気をつけていただきたいということで要望しておきますので、お願いします。

○森浩二委員長 なければ、これで質疑を終了したいと思います。

○田嶋財政課長 済みません、先ほどの大西先生の質問の答弁を補足させていただきます。

まだ人数がちょっと調べていて出ませんけれども、7,400万の予算の中で、東京事務所の職員の宿舍借り上げがまず4,800万程度でございます。それと、都道府県会館の負担金が1,400万、それと、うちの方で地域振興局の局長と次長、これは現地待機と言うんですか、現地宿舍になっていますけれども、その分が1,100万、地域振興局の職員の駐車場にしている敷地が140万ほどございまして、合わせて7,400万の予算となっています。

ただ、東京事務所職員の宿舍が高過ぎるんじゃないかという疑問に対しまして、4,800万程度ということでお答えしておりますけれども、その人数が、ちょっと今調べておりますので、採決の前にちょっとそれがお伝えできません。

○大西一史委員 結構です。

○森浩二委員長 じゃあ、これで質疑を終了します。

採決に行きます。

ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第5号、第12号、第16号、第21号、第22号、第35号、第36号及び第41号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認め、一括して採決します。

議案第1号外8件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外8件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、後日3月18日、後議の委員会がありますので、本日は急ぐ必要のある案件だけについてお願いしたいと思います。何かありませんか、その他について。

1つだけいいですか、危機管理の方で。

この前、チリの地震があつて、津波警報が全国に出たですね。けさ、来るラジオで、何か誤報があつたんです、警報を出すところがですね。

○若杉危機管理・防災消防総室長 危機管理・防災消防総室でございます。

多分、委員長おっしゃられていたのは、Jアラートの方で、国の方から一斉に通信が来ますけれども、それで避難をしてくださいというようなメッセージが流れたということじゃなかったかと思いますが。

○森浩二委員長 ラジオで何かそういうことを言っていたんですよ。熊本県は関係なかったんですね。

○若杉危機管理・防災消防総室長 熊本県でも流れました。自動起動装置をつけております宇城市さんの方でそれが流れたということで、住民の方からも少し問い合わせがあったようでございますけれども、それは市の方で適正に対応していただきました。

○森浩二委員長 全然被害はなかったんですよ、熊本県は。

○若杉危機管理・防災消防総室長 はい、被害はございませんでした。

○森浩二委員長 わかりました。

あとないですか、その他で。

○田嶋財政課長 先ほどの4,700万の分ですが、件数としまして34件で34人分だと思います。それで、平均しますと年間140万ほどの借り上げ料になるかと思います。

以上です。

○森浩二委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長